

## 市第154号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正

### 1 趣旨

横浜市国民健康保険の出産育児一時金支給額を50万円に引き上げるため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正します。

### 2 改正の概要

横浜市国民健康保険の出産育児一時金支給額は、健康保険法施行令等の規定に準じて、横浜市国民健康保険条例で定めています。

このたび、健康保険法施行令等の一部が改正され、令和5年4月から健康保険の出産育児一時金の支給額が50万円に増額されるため、本市国民健康保険の出産育児一時金支給額についても、同様に引き上げます。

### 3 改正後の出産育児一時金の支給額

50万円（令和5年4月1日以後の出産に適用）

#### 【参考】過去の経過

出生日	H18.10～H20.12	H21.1～H21.9	H21.10～
支給額	35万円	38万円	42万円

### 4 施行日

令和5年4月1日（改正される健康保険法施行令等の施行日と同日）

## 新旧対照表（横浜市国民健康保険条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市国民健康保険条例 昭和 35 年 12 月 24 日横浜市条例第 35 号</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第 10 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>420,000 円</u>を支給する。</p> <p>（第 2 項省略）</p>	<p>横浜市国民健康保険条例 昭和 35 年 12 月 24 日横浜市条例第 35 号</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第 10 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>500,000 円</u>を支給する。</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（適用）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例第 10 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。</u></p>